

研修費助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、公益財団法人山口県市町村振興協会が、市町及び理事長が適当と認める団体(以下「市町等」という。)の一般職員の研修経費に対して交付する助成金について、必要な事項を定めるものとする。

(助成の対象)

第2条 助成の対象は、市町等の一般職員が公益財団法人全国市町村研修財団の市町村職員中央研修所及び全国市町村国際文化研修所並びに一般財団法人全国建設研修センター並びに地方共同法人日本下水道事業団の研修を終了した場合における市町等が負担した研修に係る経費とする。

(助成金の額)

第3条 助成金の額は、次のとおりとする。

- (1) 4日以上研修を終了したときは、職員1人につき5万円とする。
- (2) 4日未満の研修を終了したときは、職員1人につき3万円とする。
- (3) 前各号に規定する額を上限とし、これに満たないときは実費額とする。

(交付申請手続等)

第4条 助成金の交付を受けようとする市町等は、当該年度分をまとめた助成金交付申請書(別記様式)を作成し、研修の修了証書又は受講証明書の写しを添えて、理事長に提出しなければならない。

- 2 理事長は、前項の規定による助成金の交付申請があったときは、当該申請の内容を審査の上、適当と認めたときは、助成金の額を決定、確定し、その旨を申請のあった団体等に通知するものとする。
- 3 理事長は、助成金の額を確定したときは、速やかに、市町等に助成金を交付するものとする。

(補則)

第5条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関して必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この要綱は、公益財団法人山口県市町村振興協会の設立の登記の日(平成25年4月1日)から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。